

「マイナ保険証」と医療機関

東京新聞 6月 29 日朝刊 1 面「マイナ保険証に追い込まれ かかりつけ医 廃業瀬戸際」の大きな見出し記事。岐阜市の市街地にある歯科医院の実情を伝えている(写真は東京新聞ウェブ)。



全国保険医団体連合会(保団連)によると、全国の各地方厚生局に出された保険医療機関の廃止数は 3 月には、医科で 724 件、歯科で 379 件で計 1103 件の届け出があり、少なくとも昨年 5 月以降で最多となっている。これは 4 月に、マイナ保険証導入に伴い、医療機関に患者情報などをデジタル処理するオンライン資格確認が原則義務化されたことが大きな要因とみられる。また、現行の健康保険証が廃止される 2024 年秋までに「閉院・廃院する」との理由で、オンライン確認システムの導入猶予の届け出を国に出している医療機関数は、保団連の推計で約千件にのぼるとみられている。保団連事務局や複数の医療機関関係者によると、過疎地域を中心に全国で医師らの高齢化が進んでいた状況下で、オンラインシステムの新規整備や維持に多額の費用がかかることや、情報漏えいのリスクなどを警戒し、閉院に至る事例も少なくないという。

「オンライン資格確認」義務不存在訴訟も提訴されているという(しんぶん赤旗 6 月 30 日)。今年 4 月から、省令で医療機関に導入が義務付けられた「オンライン資格確認」は、法律上の義務がないことの確認を国などに対して求める訴訟の第 2 回口頭弁論が 29 日、東京地裁でありました。原告側は、健康保険法では資格確認の方法について明示されていないにもかかわらず、省令で同システムの導入が義務付けられたのは法律の範囲を逸脱し、国会が唯一の立法機関であるとする憲法 41 条に違反するなど主張。これに対し国側は資格確認も医療行為の一つであり、健康保険法の範囲を逸脱しないなどと主張。また原告側は同システムについて、医療機関の負担は大きく、憲法上保障された医療活動の自由に対する権利侵害にあたると主張。国側は、同システムの導入には補助を行っており、医師の負担は大きいとはいえないとしています。

口頭弁論後に会見した、原告代理人の二関辰郎弁護士は「国民の権利を制限したり、義務をおわせたりするためには、国会で法律によって決める必要がある。今回は、厚生労働省が自分たちの規則で決めており、民主主義のルールからすると、反則技をやってきた」と語りました。会見では、東京保険医協会が行った同システムのトラブル事例アンケートの結果が公表され、66.5%の医療機関でトラブルがあったことが明らかになりました。保険者情報が正しく反映されなかったトラブルが多く、最終的に健康保険証で資格確認をしたとの回答が最多でした。また、トラブルにすぐに対応できなかったケースの 13%では、いったん 10 割を患者に請求していたとしています。

(2023年 7 月 4 日)